

第13 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成21年2月末日現在

番号	都道府県名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
1	北海道	2	12	8	6	3	31
2	青森	2	5	9	1	2	19
3	岩手	1	2	8	6	3	20
4	宮城	1	1	4	1	1	8
5	秋田	0	1	2	1	2	6
6	山形	0	2	4	3	2	11
7	福島	2	2	6	1	1	12
8	茨城	1	3	2	4	2	12
9	栃木	1	3	3	0	0	7
10	群馬	1	0	3	4	4	12
11	埼玉	1	9	10	4	8	32
12	千葉	4	2	12	11	3	32
13	東京	3	5	11	15	9	43
14	神奈川	2	3	9	5	4	23
15	新潟	1	3	1	0	2	7
16	富山	0	1	1	2	1	5
17	石川	0	1	1	1	2	5
18	福井	0	0	1	0	2	3
19	山梨	0	1	5	2	1	9
20	長野	1	2	3	3	9	18
21	岐阜	1	1	1	3	1	7
22	静岡	1	1	6	5	9	22
23	愛知	1	7	4	8	1	21
24	三重	0	3	4	4	2	13
25	滋賀	1	0	3	1	1	6
26	京都	1	0	3	0	1	5
27	大阪	2	6	8	7	6	29
28	兵庫	1	5	8	4	3	21
29	奈良	1	2	6	2	0	11
30	和歌山	3	0	4	3	1	11
31	鳥取	2	0	1	1	0	4
32	島根	0	1	3	4	1	9
33	岡山	1	3	5	0	4	13
34	広島	1	6	7	17	9	40
35	山口	1	4	8	2	7	22
36	徳島	0	1	1	1	0	3
37	香川	0	3	0	0	0	3
38	愛媛	0	1	3	0	2	6
39	高知	1	0	4	1	3	9
40	福岡	1	5	10	8	4	28
41	佐賀	0	0	1	1	1	3
42	長崎	2	0	0	2	0	4
43	熊本	0	3	1	1	7	12
44	大分	0	0	1	0	2	3
45	宮崎	0	3	0	5	2	10
46	鹿児島	1	6	3	4	6	20
47	沖縄	0	0	0	0	1	1
計		45	119	198	154	135	651

注 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について

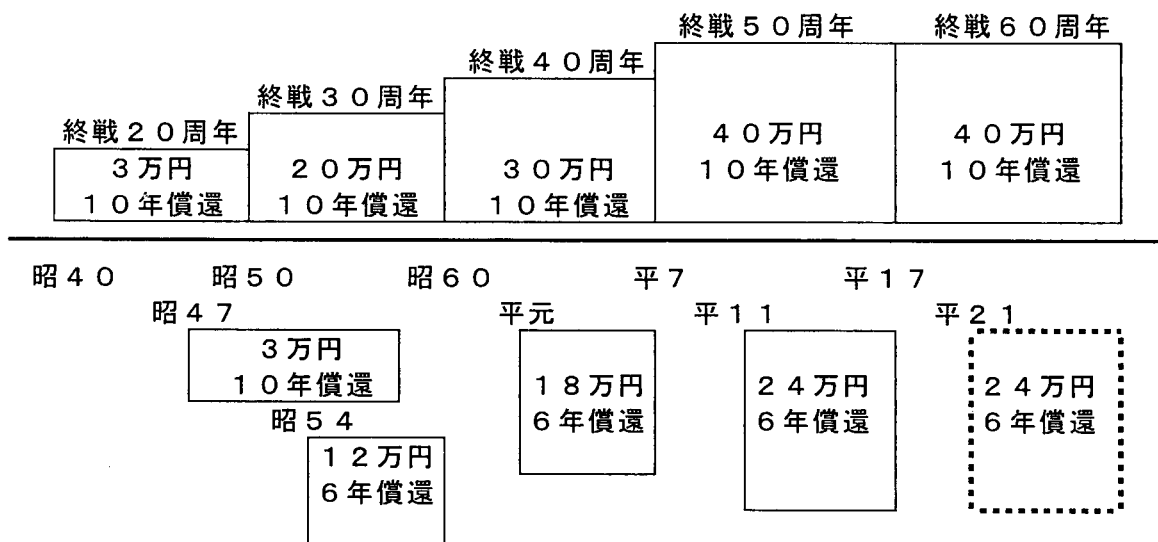
戦没者等の遺族の処遇改善を図るため、本年の通常国会に「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」を提出中である。

【法案の概要】

戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対して特別弔慰金（24万円 6年償還の記名国債）を支給する改正を行う。

（平成21年4月1日施行予定）

※受給者の見込み：約50,000件



（参考）

1. 特別弔慰金支給法の概要

- 先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年という特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すために支給。
- 対象者は、戦没者等の遺族（三親等内親族）であって、他に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受けている遺族（主として配偶者）がいない者。

2. 今回の特別弔慰金の趣旨

- 前回支給した特別弔慰金の基準日（平成17年4月1日）以降、公務扶助料や遺族年金等の受給権者が失権（死亡）するケースが多数生じていることから、残された遺族に対して国として弔慰の意を表すため支給することとするもの。

第15 時効失権防止対策について

1 平成21年改正予定の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

平成21年に改正を予定している特別弔慰金の請求期間については、改正法の施行日から3年間である。

この時効失権防止対策として、厚生労働省では、公務扶助料等の失権者リストを活用し、公務扶助料等の未支給年金の受給者である相続人などに対して、厚生労働省からの制度案内を実施する予定である。

また、制度周知のためのポスター、リーフレットを作成し、各都道府県を通じて配布していただくとともに、政府広報を行う予定である。

なお、都道府県、市区町村におかれても、厚生労働省による制度案内の後に於いて、未請求者に対する電話連絡等の更なる制度案内の実施及び広報紙等を利用した広報などにより、きめ細かな制度案内をお願いいたしたいと考え、平成21年度予算案において、時効失権対策として新たに約30,000千円を計上したところである。

2 平成18年改正の戦傷病者等の妻に対する特別給付金等について

(1) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

平成18年に改正された戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、平成21年9月30日に請求期限が到来するので、恩給システム及び援護年金システムの受給者情報と特別給付金を請求済の者とを突合し、未請求者を抽出したリストを各都道府県に配布したところであり、当該リストによる制度案内をお願いいたしたい。

なお、平成21年6月を目途に、再度突合作業を行い、未請求者を抽出したリストを送付する予定であるので承知願いたい。

また、広報紙を利用した広報などにより、時効失権防止に努められたい。

(2) 平成21年度内に請求期限が到来する特別給付金

次の特別給付金については、平成21年9月30日に請求期限が到来するので、広報及び未請求者リスト等による受給権者に対する制度案内により、時効失権防止に努められるようお願いいたしたい。

- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金
 - 第二十二回特別給付金国庫債券「は号」
 - 第十七回特別給付金国庫債券「を号」
 - 第十回特別給付金国庫債券「つ号」
 - 第四回特別給付金国庫債券「な号」
- ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金
 - 第二十一回特別給付金国庫債券「に号」

第 16 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1 平成 21 年度における援護年金の改定率

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成 21 年度における改定率を、0.976 とする予定(本年度末、改定率の改定等に関する政令を改正予定)。

なお、改定率が 1 を下回るため、援護年金の年金額は据え置きとなる。

2 平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの遺族年金等の額の引上げ

1にかかわらず、平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの月分の遺族年金・遺族給与金(平病死の一部と併発死)の額を、恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(16,100 円)に準拠し、引き上げる予定(1とは別途、改定率の改定等に関する政令を改正予定)。

○遺族年金・遺族給与金(年額)

	H19 年 10 月以前	H19 年 10 月～	H20 年 10 月～	H21 年 10 月～(案)	H22 年 10 月～	H23 年 10 月～
①公務死	1,962,500 (72,000)	1,966,800 (72,000)				
②勤務関連死 平病死(公務重症)	1,559,500 (56,000)	1,568,700 (56,200)	1,573,500 (56,400)			
③平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	503,750	514,550	525,350	541,450 (政令で規定)	未定	557,600
④平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	402,550	413,350	424,150	440,250 (政令で規定)	未定	456,400
⑤併発死(勤務関連傷病)	281,150	291,950	302,750	318,850 (政令で規定)	未定	335,000

※ 5 年計画を 4 年計画に前倒しした 3 年目

※ 括弧内は後順位者の額

第17 平成21年度における援護年金の額の改定

I 障害年金の額（平成20年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成21年4月からの額	現行額	平成21年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成21年4月からの額
特別項症	配偶者	193,200円	現行どおり
第1款症	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	2人まで1人につき 現行どおり 3人目から1人につき 現行どおり
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成21年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症	210,000	現行どおり
第2項症		

II 障害一時金の額（平成20年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成21年4月からの額	現行額	平成21年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成21年10月からの額(案)	現行額	平成21年10月からの額(案)
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500	現行どおり	56,400	現行どおり
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	525,350 424,150	541,450 440,250	- -	- -
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	424,150 302,750	440,250 318,850	- -	- -

※ 障害者遺族特例年金・給与金、特設年金・給与金の引上げ（政令で規定予定）。恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ16,100円に準拠（5年計画を4年計画に前倒しした3年目）。

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成21年10月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第18 戦没者等の妻に対する特別給付金（第二十二回特別給付金）請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	2,840	582	553	2,811	0
2 青森	1,802	172	290	1,920	0
3 岩手	2,389	173	371	2,587	0
4 宮城	2,759	467	485	2,766	11
5 秋田	1,795	150	482	2,127	0
6 山形	1,642	167	506	1,980	1
7 福島	2,781	326	780	3,234	1
8 茨城	3,134	726	620	3,028	0
9 栃木	1,862	454	534	1,942	0
10 群馬	1,792	367	500	1,925	0
11 埼玉	4,435	2,328	535	2,640	2
12 千葉	5,182	2,187	615	3,610	0
13 東京	6,822	3,828	3,538	6,525	7
14 神奈川	5,121	3,087	805	2,834	5
15 新潟	3,755	306	1,017	4,464	2
16 富山	2,058	199	376	2,235	0
17 石川	2,161	244	453	2,368	2
18 福井	2,002	166	461	2,297	0
19 山梨	1,211	184	438	1,464	1
20 長野	2,912	421	751	3,241	1
21 岐阜	2,944	527	665	3,080	2
22 静岡	5,405	848	712	5,269	0
23 愛知	7,621	1,626	980	6,974	1
24 三重	3,968	506	753	4,213	2
25 滋賀	2,162	429	637	2,370	0
26 京都	3,571	1,045	811	3,337	0
27 大阪	7,545	3,793	2,169	5,917	4
28 兵庫	6,117	2,087	1,334	5,361	3
29 奈良	2,201	710	477	1,967	1
30 和歌山	2,570	336	641	2,875	0
31 鳥取	1,556	208	312	1,660	0
32 島根	2,290	163	515	2,642	0
33 岡山	3,613	563	808	3,853	5
34 広島	5,537	936	1,071	5,667	5
35 山口	3,357	553	751	3,553	2
36 徳島	2,206	192	605	2,618	1
37 香川	2,547	325	659	2,881	0
38 愛媛	3,122	356	819	3,584	1
39 高知	2,712	161	486	3,036	1
40 福岡	6,250	1,712	1,221	5,746	13
41 佐賀	1,793	281	773	2,285	0
42 長崎	2,726	438	915	3,201	2
43 熊本	3,974	488	1,012	4,493	5
44 大分	2,447	378	672	2,737	4
45 宮崎	2,952	327	452	3,076	1
46 鹿児島	4,821	341	1,381	5,851	10
47 沖縄	4,867	51	132	4,946	2
48 厚労省	0	0	6	6	0
合計	159,329	35,914	35,873	159,190	98

第19 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十三回特別給付金）請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	533	68	64	521	8
2 青森	191	11	37	216	1
3 岩手	339	15	33	352	5
4 宮城	362	40	40	356	6
5 秋田	203	9	44	235	3
6 山形	297	11	63	345	4
7 福島	521	26	100	587	8
8 茨城	575	63	77	587	2
9 栃木	294	31	66	328	1
10 群馬	331	48	55	327	11
11 埼玉	399	165	51	280	5
12 千葉	509	141	64	428	4
13 東京	789	475	220	491	43
14 神奈川	558	323	32	231	36
15 新潟	713	14	141	830	10
16 富山	211	8	29	230	2
17 石川	221	22	25	218	6
18 福井	220	9	41	250	2
19 山梨	186	12	47	216	5
20 長野	642	26	100	712	4
21 岐阜	503	41	97	556	3
22 静岡	648	75	60	626	7
23 愛知	720	174	60	592	14
24 三重	369	28	72	413	0
25 滋賀	207	32	40	215	0
26 京都	367	89	60	338	0
27 大阪	583	299	115	390	9
28 兵庫	787	182	110	710	5
29 奈良	211	53	40	198	0
30 和歌山	399	32	63	429	1
31 鳥取	179	7	29	199	2
32 島根	333	9	62	382	4
33 岡山	512	48	62	525	1
34 広島	654	70	87	666	5
35 山口	448	53	63	453	5
36 徳島	274	4	46	311	5
37 香川	385	24	51	409	3
38 愛媛	319	13	71	372	5
39 高知	341	5	43	379	0
40 福岡	813	198	87	680	22
41 佐賀	256	19	90	326	1
42 長崎	498	44	61	514	1
43 熊本	630	44	95	664	17
44 大分	320	26	53	344	3
45 宮崎	370	23	37	383	1
46 鹿児島	839	27	130	931	11
47 沖縄	440	2	20	458	0
48 厚労省	0	0	2	2	0
合計	20,499	3,138	3,135	20,205	291

第20 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	0	0	0	0	0
2 青森	1	0	0	1	0
3 岩手	0	0	0	0	0
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	1	1	0	0	0
6 山形	0	0	1	1	0
7 福島	2	0	0	2	0
8 茨城	1	0	0	1	0
9 栃木	0	0	0	0	0
10 群馬	0	0	0	0	0
11 埼玉	1	0	0	1	0
12 千葉	1	1	0	0	0
13 東京	0	0	1	1	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	1	0	0	1	0
16 富山	1	0	0	1	0
17 石川	1	0	0	1	0
18 福井	1	0	0	1	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	1	0	0	1	0
21 岐阜	0	0	0	0	0
22 静岡	1	0	1	2	0
23 愛知	1	0	1	2	0
24 三重	1	0	0	1	0
25 滋賀	1	0	0	1	0
26 京都	4	2	0	2	0
27 大阪	0	0	0	0	0
28 兵庫	2	0	0	2	0
29 奈良	0	0	0	0	0
30 和歌山	1	0	0	1	0
31 鳥取	0	0	0	0	0
32 島根	6	0	0	5	1
33 岡山	2	0	0	2	0
34 広島	6	0	1	7	0
35 山口	4	1	0	3	0
36 徳島	1	0	0	1	0
37 香川	0	0	1	1	0
38 愛媛	0	0	0	0	0
39 高知	2	0	0	2	0
40 福岡	2	1	0	1	0
41 佐賀	1	0	0	1	0
42 長崎	3	1	1	3	0
43 熊本	5	1	0	4	0
44 大分	1	0	0	1	0
45 宮崎	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	0	1	2	0
47 沖縄	10	0	0	10	0
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	67	8	8	66	1

第21 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第八回特別弔慰金）請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	32,439	4,866	3,399	30,322	650
2 青森	15,439	877	2,146	16,664	44
3 岩手	19,606	838	2,866	21,218	416
4 宮城	25,282	2,395	3,775	26,261	401
5 秋田	18,143	566	3,788	21,341	24
6 山形	19,991	588	4,622	23,962	63
7 福島	26,019	1,647	6,152	30,457	67
8 茨城	30,174	4,111	4,990	30,990	63
9 栃木	19,574	2,181	4,285	21,658	20
10 群馬	21,830	2,221	3,812	23,325	96
11 埼玉	36,505	15,277	3,129	24,187	170
12 千葉	36,752	13,471	3,644	26,905	20
13 東京	48,983	28,670	15,385	35,639	59
14 神奈川	39,909	22,306	3,505	21,086	22
15 新潟	37,299	1,186	7,987	43,943	157
16 富山	12,279	703	2,221	13,794	3
17 石川	13,642	1,067	2,785	15,346	14
18 福井	15,045	695	2,949	17,248	51
19 山梨	10,316	677	2,784	12,388	35
20 長野	25,790	1,544	5,062	29,024	284
21 岐阜	27,141	2,832	4,552	28,841	20
22 静岡	40,755	4,067	4,379	41,015	52
23 愛知	55,006	12,108	4,631	47,478	51
24 三重	28,983	2,455	5,337	31,827	38
25 滋賀	17,373	2,609	3,570	18,324	10
26 京都	27,341	5,955	4,994	26,344	36
27 大阪	56,211	29,354	9,231	35,941	147
28 兵庫	51,952	14,213	7,605	44,854	490
29 奈良	17,204	4,480	3,264	15,945	43
30 和歌山	18,837	1,682	4,208	21,342	21
31 鳥取	10,761	751	2,149	12,131	28
32 島根	15,208	583	3,642	18,253	14
33 岡山	26,644	2,927	4,801	28,466	52
34 広島	38,969	4,463	6,834	41,275	65
35 山口	22,552	2,800	4,285	24,002	35
36 徳島	16,444	726	3,976	19,647	47
37 香川	16,914	1,285	3,941	19,525	45
38 愛媛	21,443	1,436	5,205	25,067	145
39 高知	15,184	632	2,961	17,455	58
40 福岡	50,145	12,575	7,578	44,155	993
41 佐賀	14,997	1,417	5,200	18,721	59
42 長崎	26,880	2,408	7,234	31,503	203
43 熊本	29,994	2,293	6,828	34,364	165
44 大分	20,308	1,825	4,910	23,364	29
45 宮崎	20,570	1,903	3,285	21,890	62
46 鹿児島	31,456	1,392	9,230	39,233	61
47 沖縄	60,618	301	2,129	62,376	70
48 厚労省	0	0	7	6	1
合計	1,284,907	225,358	225,252	1,279,102	5,699

第22 都道府県別援護年金受給者数

平成20年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	36	218	67	321
青森	7	162	27	196
岩手	24	197	30	251
宮城	25	282	49	356
秋田	5	108	10	123
山形	10	121	22	153
福島	23	178	46	247
茨城	20	164	58	242
栃木	18	109	23	150
群馬	14	136	22	172
埼玉	33	261	66	360
千葉	30	330	69	429
東京	95	525	143	763
神奈川	41	399	92	532
新潟	24	299	46	369
富山	13	105	16	134
石川	18	199	34	251
福井	13	129	24	166
山梨	8	63	22	93
長野	29	194	43	266
岐阜	25	225	47	297
静岡	43	401	83	527
愛知	84	466	210	760
三重	37	289	58	384
滋賀	14	133	26	173
京都	23	240	59	322
大阪	65	566	101	732
兵庫	58	516	89	663
奈良	10	137	33	180
和歌山	24	181	32	237
鳥取	8	119	26	153
島根	22	171	35	228
岡山	56	344	57	457
広島	228	535	373	1,136
山口	64	310	82	456
徳島	15	176	29	220
香川	19	186	30	235
愛媛	35	252	47	334
高知	27	283	23	333
福岡	60	475	104	639
佐賀	11	143	40	194
長崎	74	281	168	523
熊本	47	265	71	383
大分	24	201	42	267
宮崎	24	248	65	337
鹿児島	76	509	101	686
沖縄	563	627	2,044	3,234
外国居住	13	13	32	58
合計	2,235	12,471	5,016	19,722

第23 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成21年1月末現在

区分	平成18年度 迄累計	平成19年度	平成20年度 (平21.1末)	計
1. 加算改定	816,098	101	24	816,223
2. 一時恩給	694,881	525	524	695,930
3. 普通恩給	1,126,049	104	91	1,126,244
4. その他	3,156,825	262	178	3,157,265
計	5,793,853	992	817	5,795,662

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。

(2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成21年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	18年度	19年度	20年度 (H21.1末)	18年度	19年度	20年度 (H21.1末)
	1 北海道	17	23	34	12	19
2 青森	12	10	6	6	10	2
3 岩手	6	8	7	3	2	2
4 宮城	2	3	8	28	5	7
5 秋田	3	3	2	4	4	3
6 山形	2	19	15	1	4	1
7 福島	18	26	20	2	7	4
8 茨城	7	10	8	10	2	1
9 栃木	5	7	2	18	2	2
10 群馬	4	3	8	7	5	2
11 埼玉	9	10	20	2	9	0
12 千葉	11	34	25	6	5	7
13 東京	23	55	65	15	17	15
14 神奈川	7	17	11	3	7	5
15 新潟	15	46	14	8	6	4
16 富山	1	19	10	2	0	3
17 石川	2	3	7	2	0	0
18 福井	3	3	2	6	1	10
19 山梨	4	7	10	1	1	2
20 長野	6	10	10	6	11	9
21 岐阜	4	5	7	4	2	1
22 静岡	6	10	16	4	6	7
23 愛知	5	30	35	9	9	4
24 三重	2	4	11	3	1	4
25 滋賀	1	7	4	2	4	2
26 京都	1	5	5	5	4	1
27 大阪	7	12	16	6	11	11
28 兵庫	29	36	34	9	13	13
29 奈良	0	6	9	1	4	1
30 和歌山	5	8	8	2	2	3
31 鳥取	0	8	3	2	2	3
32 島根	2	2	3	0	5	2
33 岡山	0	3	2	9	6	5
34 広島	6	10	15	10	7	3
35 山口	3	8	8	13	2	1
36 徳島	4	1	5	5	2	1
37 香川	10	13	4	6	6	5
38 愛媛	7	16	6	10	18	4
39 高知	7	11	9	5	4	3
40 福岡	18	22	28	12	11	9
41 佐賀	2	5	10	2	4	1
42 長崎	13	6	10	4	6	1
43 熊本	4	6	13	3	2	5
44 大分	3	5	5	3	4	4
45 宮崎	5	4	1	5	3	2
46 鹿児島	14	27	26	2	6	6
47 沖縄	1	2	1	1	6	0
合計	316	588	578	279	267	194
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳 (平成21年1月1日現在)

(単位：人)

身分 地域		軍人軍属		一般邦人	合計
		陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	2		* 7	9
	樺太			* 39	39
中国		15		* 297	312
北朝鮮				48	48
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン			1	1
	マリア諸島			1	1
	韓国			9	9
合計		18	0	402	420

(注) *印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次(最終消息)別内訳 (平成21年1月1日現在)

(単位：人)

地域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成13年の間に 最終生存資料の ある者	平成14年以降 に最終生存資料 のある者	合計
		旧ソ連	9	39	
中国	224	78	10	312	
北朝鮮	6	39	3	48	
その他 (南方等)	12	0	0	12	
合計	251	156	13	420	